

# 地区中学校体育連盟規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 富山県中学校体育連盟（以下県中体連とよぶ）の規約第 4 条により、地区中学校体育連盟（以下地区中体連とよぶ）を設ける。
- 第 2 条 地区中体連は、新川地区中体連、富山市中体連、高岡地区中体連、砺波地区中体連とする。
- 第 3 条 この連盟は、地区内の郡市中学校体育連盟（以下郡市中体連とよぶ）をもって組織する。
- 第 4 条 この連盟は、事務局を会長校または理事長校に置く。
- 第 5 条 この連盟は、地区内の郡市中体連の健全な発達を図ることを目的とする。
- 第 6 条 この連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1 地区内郡市中体連の連絡   | 2 地区大会並びに技術講習会等の開催 |
| 3 県中体連から委任された事項 | 4 その他目的達成に必要な事項    |

## 第 2 章 役 員

- 第 7 条 この連盟に、次の役員を置く。
- |         |     |           |     |
|---------|-----|-----------|-----|
| 1 会 長   | 1 名 | 2 副 会 長   | 若干名 |
| 3 評 議 員 | 若干名 | 4 理 事 長   | 1 名 |
| 5 理 事   | 若干名 | 6 専 門 部 員 | 若干名 |
| 7 監 事   | 若干名 |           |     |
- 第 8 条 会長並びに副会長は、地区内の県中体連評議員の互選により選出し、会長はこの連盟を代表し、会務を総理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 9 条 評議員は、県中体連評議員をもってこれに充てる。
- 第 10 条 理事長は、会長これを任命し、会務処理の任に充てる。
- 第 11 条 理事は、地区内の各郡市中体連から 2 名選出し、会長これを委嘱する。
- 第 12 条 専門部員は、地区内の各郡市中体連から競技種目毎に選出し、同部員の互選により競技種目の主任 1 名を決める。
- 第 13 条 監事は、運動部活動運営研修会の推薦により会長これを委嘱する。監事はこの連盟の会計を監査する。
- 第 14 条 役員の任期は 2 カ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前役員の残任期間とする。

## 第 3 章 会 議

- 第 15 条 この連盟に、次の会議を置く。
- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 運動部活動運営研修会 | 2 運動部活動研究協議会 |
|--------------|--------------|
- 第 16 条 運動部活動運営研修会は、会長、副会長、理事長、理事、専門部員をもって組織し、会長これを招集する。
- 第 17 条 運動部活動運営研修会において、第 6 条の諸事項についての審議、議決並びに執行する。
- 第 18 条 運動部活動研究協議会は、会長、副会長、評議員、理事長をもって組織し、会長これを招集する。
- 第 19 条 運動部活動研究協議会において、重要会務について協議する。

## 第 4 章 会 計

- 第 20 条 この連盟の経費は、次による。
- |          |         |
|----------|---------|
| 1 負 担 金  | 2 助 成 金 |
| 3 その他の収入 |         |
- 第 21 条 この連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 5 章 付 則

- 第 22 条 この連盟は、県中体連へ所定の役員を送る。
- 第 23 条 この連盟の規約は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
- 昭和 63 年 4 月 1 日改正、同日から施行する。
- 平成 6 年 4 月 1 日改正、同日から施行する。
- 平成 14 年 4 月 1 日一部改正、同日から施行する。
- 平成 17 年 4 月 1 日改正、同日から施行する。